

第4回口頭弁論（奈良 NHK 裁判大阪高裁控訴審）報告

2021年12月9日

1. 2021年12月7日（火）10時30分から11時
 2. 大阪高裁202号大法廷
第6民事部B係 大島 眞一裁判長、他2名の裁判官
 3. 控訴人弁護団：佐藤 真理 弁護団長、白井 啓太郎、辰巳 創史、今治 周平の各弁護士
 4. 被控訴人代理人：平山 浩一郎 弁護士、他弁護士1名
 5. 傍聴者24名、控訴人席3名
(名古屋、大津、大阪、神戸から参加あり)
 6. 控訴人代理の辰巳創史弁護士が、田島泰彦教授の「公平原則と視聴者の利益・権利に関する意見書」に基づき意見陳述をしました。(陳述書別紙)
- ①「放送の自由」について、ヨーロッパでは視聴者側の言論の自由を確保するための手段としている。すなわち国や大企業などによる支配から国民の自由な言論の保護、視聴者が多様な番組や見解、少数者の意見などにアクセスする利益を保護するために、公平原則が求められている。しかしながら、放送の自由を支える番組編集の自由の見地から、一定の限界がある。
 - ②アメリカでは、「放送の自由」をテレビやラジオ上で話す個人的な権利として捉え、その自由は放送免許を持つ者・チャンネル権を持つ者が有している。これは、国からの規制・介入を受けない自由な放送という送り手（メディア）側の自由であり、視聴者の利益が無視されることになる。
 - ③日本には、放送の自由や政府による恣意的な介入を排除する政府から独立した公平原則の規制機関がない。総務省が直接規制することになっている。かつて独立行政機関であった電波監理委員会を廃止し、免許を含む放送行政権限が総務省に集中する日本の制度は違憲の疑いがある。
 - ④視聴者は、表現の自由と知る権利の享有主体である。番組への苦情申し立て、制度的な反論権の執行、公平原則の執行・制裁と実現について、様々な形（訴訟による救済など）で放送への視聴者・市民の参加とアクセスを広げる方法が探求されるべきである。
 - ⑤公平原則の執行・制裁について独立した規制機関がなく、正当な規制権限のない日本では、視聴者・市民が裁判の形で司法救済を求め、公平原則の実現に関与することは極めて重要である。
 - ⑥以上の田島意見書は、控訴人らの訴え、主張の内容に符合するものである。
控訴人らも、「放送の自由」はメディア固有の権利ではなく、視聴者・国民の知る権利に奉仕するための手段であると強調してきた。また、行政機関が規制権限を行使して放送内容に介入することは、メディアの「放送の自由」ひいては視聴者・国民の表現の自由、知る権利を侵害するものであり許されない。公平原則をメディアに

守らせる主体は、その利益を享受する視聴者・市民であり、公平原則の執行・制裁について独立な規制機関がない日本では、裁判という司法的救済による他はない。裁判所は田島意見書をふまえ、控訴人らの訴えに、正面から判断することを切に求める。

7. 進行協議

- ①佐藤弁護団長が、第2回口頭弁論時に要請した2名の証人尋問（長井 暁さん、醍醐 聡さん）について裁判所の回答を求めました。2名が難しいならば、NHKの実情に詳しい長井さんの尋問を求めました。
別室での裁判官3名の評議の結果、2名とも不採用と通告されました。弁護団として評議結果に従う旨を回答しました。
- ②佐藤弁護団長が、次回口頭弁論にて、NHKのオリンピック報道、学術会議会員任命問題報道を追加説明したいと要請しました。
裁判長が、次回で結審とすることを表明。
佐藤弁護団長が次回に最終準備書面を提出、陳述したいと表明。また控訴人代表の思いを陳述するために合わせて20分ほどの時間を要請しました。
次回結審は了承すると表明。
- ③次回期日は2022年2月21日（月）13時30分と決定。

8. 裁判報告・交流集会

- ・裁判終了後、大阪弁護士会館1004会議室にて報告・交流集会を開催。
- ・弁護団長佐藤真理弁護士、辰巳創史弁護士の報告。
- ・総選挙後の情勢、NHKを市民のための公共放送にしていくための運動等について、意見交換。
内容は別紙添付。